

資 料

ドイツ民法総則編の条文訳 (1)

— 第 1 章第 2 節法人を除く —

ドイツ法律行為論研究会

目 次

はしがき

条文訳

第 1 章 人

第 2 章 物及び動物

第 3 章 法律行為 (以上本号)

第 4 章 期間及び期日

第 5 章 消滅時効

第 6 章 権利の行使、正当防衛、自力救済

第 7 章 担保提供

はしがき

本研究会は、ドイツ民法典第 1 編総則の条文を訳出し、その下で展開されている解釈論を研究する仕方ドイツ法を研究することを目的として発足したものであり、その目的は一応達成した。

元々は、各担当者が複数のコンメンタールを参照し、各条文について、どのような解釈論が展開されているか最大公約数的にとりまとめ報告する方針であり、くわえて報告を終えた段階で原稿を見直してはいた。公表を前に再度見直しを始めたが、やはり翻訳の領域から脱することができず、したがって著作権法上の問題解決にならなかった。

そこで研究会で検討した結果、各条文の解釈論を研究した上で条文訳を吟味した本研究会の成果として、条文訳だけでも公表することには、わずかかも知れないが一定の意義が認められるという結論が得られた。公表先を探した結果、京都先端科学大学経済経営学部の紀要をお借りすることができ、心より感謝の意を表したい。同大学の前身、京都学園大学、続いては京都女子大学には、久しく研究会の会場を提供して頂いた。合わせて感謝の意を表する。

なお、本研究会では、第 1 章第 2 節の法人に関わる部分の条文 (21 条から 89 条まで) に

については取り上げなかった。わが国の民法に類似の条文があるときには、各条に〔日民〕として掲げた。また、2021年1月1日以降の改正については、対応できていない。

2023年1月

右近健男

本研究会終了時点の会員は次のとおりである（50音順）。なお、所属は、原稿提出時点の2023年1月現在のものである。

青野博之 駒澤大学大学院法曹養成研究科
上田貴彦 中京大学法学部
右近潤一 京都先端科学大学経済経営学部
右近健男
白井豊 立命館大学法学部
大原寛史 南山大学法学部
岡田愛 京都女子大学法学部
岡林伸幸 千葉大学大学院社会科学研究院
カライスコス アントニオス 京都大学大学院法学研究科
近藤雄大 東北学院大学法学部
高木健太郎 愛知工業大学 非常勤講師
濱崎智江 中京大学法学部
原田弘隆 立命館大学大学院法学研究科 学生
古谷貴之 京都産業大学法学部
山岡航 名古屋学院大学法学部
山根聡恵 熊本大学大学院人文社会科学研究所
渡辺幹典 松山大学法学部
渡邊泰彦 京都産業大学法学部

条文訳

第1章 人

第1節 自然人、消費者、事業者

第1条 権利能力の始期

〔日民3条〕

人の権利能力は、出生の完了とともに始まる。

第2条 成年 〔日民4条〕
年齢18歳をもって、成年とする。

第3条から第6条まで 削除

第7条 住所；設定及び廃止 〔日民22条〕
(1) ある地に定住する者は、その地に住所を設定したものとする。
(2) 住所は、同時に複数の地に存在することができる。
(3) 放棄する意思をもって定住を廃止したときは、住所を廃止したものとする。

第8条 不完全行為能力者の住所 〔日民——〕
行為無能力者又は制限行為能力者は、その法定代理人の意思によることなく住所を設定し、又は廃止することができない。

第9条 軍人の住所 〔日民——〕
(1) 軍人は、駐屯地を住所とする。駐屯地が国内にない場合には、国内の最後の駐屯地を住所とみなす。
(2) 本条の規定は、兵役義務によってのみ軍務に服し、又は独立して住所を定めることのできない軍人については、適用しない。

第10条 削除

第11条 子の住所 〔日民——〕
未成年の子の住所は、父母の住所とする；子の住所は、子の身上に関し配慮する権利を有しない父母の一方の住所としない。父母のいずれも子の身上に関し配慮する権利を有しないときは、子の住所は、この権利を有する者の住所とする。子は、法律上有効にその住所を廃止するまでは、その住所を保持する。

第12条 氏名権 〔日民——〕
権利者の氏名使用権を他人が否認し、又は同じ氏名を他人が無権限で使用するることによって権利者の利益が侵害されたときは、権利者は、その他人に対して妨害排除を請求することができる。引き続き妨害されるおそれがあるときは、権利者は、差止めの訴えを提起することができる。

第13条 消費者 〔日民——〕
消費者とは、専ら営業行為にも独立した職業上の行為にも分類することができない目的の

ために法律行為を締結するすべての自然人をいう。

第 14 条 事業者 〔日民——〕

(1) 事業者とは、法律行為を自己の営業活動又は自己の独立した職業活動として行う自然人、法人又は権利能力を有する人的会社をいう。

(2) 権利能力を有する人的会社とは、権利を有し、義務を負う能力を備えた人的会社をいう。

第 15 条から第 20 条まで 削除

第 2 章 物及び動物

第 90 条 物の概念 〔日民 85 条〕

この法律において物とは、有体的目的物のみをいう。

第 90 条 a 動物 〔日民——〕

動物は、物に属さない。動物は、特別の法律により保護される。動物については、別段の定めがない限り、物に関する規定を準用する。

第 91 条 代替物 〔日民——〕

この法律において代替物とは、取引において数量、大きさ又は重量により定めるのが通常である動産をいう。

第 92 条 消費物 〔日民——〕

(1) この法律において消費物とは、消費又は譲渡を用法とする動産をいう。

(2) 個々の物の譲渡を用法とする倉庫その他集合物に属する動産も、消費物とみなす。

第 93 条 物の本質的構成部分 〔日民——〕

物の構成部分が、一方又は他方を滅失し、又はその本質を変更しなければこれを分離することができないとき（本質的構成部分）は、これを個別に権利の対象とすることができない。

第 94 条 土地又は建物の本質的構成部分 〔日民——〕

(1) 土地の定着物、特に建物、及び土地の産出物は、それが地所に定着している限りで、土地の本質的構成部分とする。種子は、播種により、植物は、植栽により土地の本質的構成部分とする。

(2) 建物を建築するために付加した物は、建物の本質的構成部分とする。

第95条 一時的目的 〔日民——〕

(1) 一時的目的のためにのみ土地に附属した物は、土地の構成部分としない。他人の土地に対する権利の行使として権利者が土地に附属させた建物又はその他の工作物についても、同様とする。

(2) 一時的目的のためにのみ建物に付加した物は、建物の構成部分としない。

第96条 不動産の構成部分たる権利 〔日民——〕

不動産所有権と結びついた権利は、不動産の構成部分とみなす。

第97条 従物 〔日民87条〕

(1) 従物とは、主物の構成部分ではない動産であって、主物の経済上の目的に資するように定められ、かつ、これに応じた主物との空間的關係にあるものをいう。ある物が取引において従物とされないときは、その物を従物としない。

(2) ある物が他の物の経済上の目的のために一時的に利用されるときは、その物を従物としない。従物の性質は、主物からの一時的な分離により消滅しない。

第98条 営業及び農業用の属具 〔日民——〕

次に掲げる物は、主物の経済的目的に資することとされたものとする。

1. 営業活動のために継続的に設置されている建物、特に水車小屋、鍛冶場、醸造所、製作所において、営業用に定められた機械及びその他の器具類
2. 農地においては、農業経営のために定められた器具類及び家畜、同種又は類似の産出物の収穫が予測される時期まで営農の継続に必要な範囲の農産物並びに、農地において取得され現存する肥料

第99条 果実 〔日民88条〕

(1) 物の果実とは、物の産出物及び物の用法に従い収穫するその他の収穫物をいう。

(2) 権利の果実とは、権利がその定めに従ってもたらず収益、特に土地の構成部分を収穫する権利では、収穫する構成部分をいう。

(3) 物又は権利から法律関係によりもたらされる収益も、果実とする。

第100条 利益 〔日民——〕

利益とは、物又は権利の果実及び物又は権利の使用からもたらされる利益をいう。

第101条 果実の分配 〔日民89条〕

物又は権利の果実を一定の時まで又は一定の時から収取する権原を有する者は、別段の定めがない限り、次に掲げるときは、これを取得する：

1. 第99条第1項に定める産出物及び構成部分は、これを権利の果実として収取しなければならないときであっても、その権原が現に存在する間に物から分離するとき。
2. その他の果実は、権原の存続中に満期となったとき；果実が使用又は収益の対価、利息、利益配当又はその他の定期的収益に存するときは、権原が存する期間に応じた割合で取得する。

第102条 収取費用の償還 〔日民——〕

果実の返還義務を負う者は、果実の収取に要した費用を、適切な経済活動に適合し、かつ、果実の価値を超えない限度において、償還請求することができる。

第103条 負担の分配 〔日民——〕

物又は権利の負担を一定の時まで又は一定の時から引き受ける義務を負う者は、別段の定めがない限り、定期的負担は義務の存続期間に応じて、その他の負担は義務の存続期間中に支払うべきときに、これを負担しなければならない。

第3章 法律行為

第1節 行為能力

第104条 行為無能力 〔日民——〕

次に掲げる者は、行為無能力者とする。

1. 満7歳に達していない者
2. 精神活動の病的な障害により自由な意思決定ができない状態にあり、その状態が性質上一時的ではない者

第105条 意思表示の無効 〔日民3条の2〕

- (1) 行為無能力者の意思表示は、無効とする。
- (2) 意識不明又は精神活動の一時的な障害の状態において行った意思表示も、無効とする。

第105条 a 日常生活に関する行為 〔日民9条ただし書〕

成年の行為無能力者が低額であることができる日常生活に関する行為をした場合において、給付及び合意された限りにおける反対給付を考慮して、それを実現したときは、その者が締結した契約は、有効とみなす。第1文は、行為無能力者の身上又は財産に著しい危険を及ぼすときは、適用しない。

第 106 条 未成年者の制限行為能力 [日民 5 条]
満 7 歳に達した未成年者は、第 107 条から第 113 条までの規定に従って、行為能力を制限される。

第 107 条 法定代理人の事前の同意 [日民 5 条 1 項]
未成年者は、法的利益を得るだけではない意思表示をするには、法定代理人の事前同意を得なければならない。

第 108 条 事前同意のない契約の締結 [日民——]
(1) 未成年者が法定代理人の事前同意を得ずに契約を締結したときは、契約の効力は、法定代理人の追認による。
(2) 相手方が法定代理人に追認の意思表示を催告したときは、その意思表示は、相手方に対してのみ行うことができる；催告の前に未成年者に対してなされた追認又は追認拒絶は、その効力を生じない。追認は、催告の受領の時から 2 週間以内のみ、行うことができる；法定代理人がその意思表示をしないときは、追認を拒絶したものとみなす。
(3) 未成年者が行為能力者となったときは、その追認は、法定代理人の追認に代わる。

第 109 条 相手方の撤回権 [日民——]
(1) 契約が追認されるまで、相手方は、撤回する権利を有する。撤回の意思表示は、未成年者に対しても行うことができる。
(2) 未成年であることを相手方が知っていたときは、未成年者が真実に反して代理人の事前同意を主張したときに限り、撤回することができる；この場合において、相手方が契約締結の際に事前同意がないことを知っていたときは、撤回することができない。

第 110 条 未成年者の財産による給付 [日民 5 条 3 項]
未成年者が法定代理人の同意を得ないで締結した契約は、その給付のために又は自由な処分のために法定代理人が又は法定代理人の同意により第三者が未成年者に与えた財産で未成年者が契約に適した給付をしたときは、初めから有効であったものとみなす。

第 111 条 単独行為 [日民 5 条]
未成年者が法定代理人による事前同意を得ないでした単独行為は、効力を生じない。未成年者がその事前同意を得て相手方に単独行為をした場合において、未成年者がその事前同意を書面の方式で提示せず、相手方がこれを理由に単独行為を遅滞なく拒絶したときは、その単独行為は、効力を生じない。法定代理人が相手方に事前同意を知らせたときは、その拒絶は、することができない。

第 112 条 独立的な営業 〔日民 6 条〕

(1) 法定代理人が、家庭裁判所の許可を得て未成年者に独立して営業する権限を付与するときは、未成年者は、その営業に関する法律行為について、完全な行為能力を有する。ただし、法定代理人が家庭裁判所の許可を必要とする行為については、この限りでない。

(2) 法定代理人は、付与した権限を家庭裁判所の許可を得てのみ、撤回することができる。

第 113 条 雇用又は労働関係 〔日民 823 条〕

(1) 法定代理人が未成年者に対して雇用又は労働に従事する権限を与えたときは、未成年者は、権限を付与された種類の雇用若しくは労働関係の締結若しくは解約又はこれから生じた義務の履行に関する法律行為につき、完全な行為能力を有する。法定代理人が家庭裁判所の許可を得なければならない契約については、この限りでない。

(2) 法定代理人は、前項の権限付与を撤回し、又は制限することができる。

(3) 法定代理人が後見人である場合において、第 1 項に定める権限付与を拒絶したときは、家庭裁判所は、未成年者の申立てにより、これに代わる権限付与をすることができる。家庭裁判所は、権限付与が被後見人の利益となるとときは、法定代理人に代わって権限付与をしなければならない。

(4) 特定の場合についてした権限付与は、疑わしいときは、同種の関係の締結についての一般的な権限付与とみなす。

第 114 条及び第 115 条 削除

第 2 節 意思表示

第 116 条 心裡留保 〔日民 93 条〕

意思表示は、表意者が表示したことを欲しない旨を内心に留保した場合であっても、無効とはしない。相手方に対して行われた意思表示は、相手方が留保を知る場合には、無効とする。

第 117 条 仮装行為 〔日民 94 条〕

(1) 相手方に対してすべき意思表示は、相手方の同意により、仮装のためにのみしたものであるときは、無効とする。

(2) 仮装行為によって他の法律行為が隠匿されているときは、その隠匿された法律行為に関する規定を適用する。

第 118 条 真意の欠如 〔日民——〕

真意でない意思表示は、真意の欠如を誤認しないと期待してされたときは、無効とする。

第 119 条 錯誤による取消可能性 [日民 95 条]

(1) 意思表示をする際その内容につき錯誤に陥ったか、又はその内容の表示をまったくする意思のなかった者が、事情を知り、かつ、その事情を合理的に判断すれば表示をしなかったと認められるべきときは、その表示を取り消すことができる。

(2) 取引上重要と認められる人又は物の属性に関する錯誤も、表示内容の錯誤とみなす。

第 120 条 不正確な伝達を理由とする取消可能性 [日民——]

伝達のために用いられた人又は設備によって不正確に伝達された意思表示は、第 119 条に基づき、錯誤によって行われた意思表示と同一の要件のもとに取り消すことができる。

第 121 条 取消期間 [日民第 126 条]

(1) 第 119 条及び第 120 条の場合には、取消しは、取消権者が取消原因を認識した後、責めに帰すべき遅延なしに（遅滞なく）行われなければならない。隔地者に対して行われた取消しは、取消しの意味表示を遅滞なく発したときは、時機に遅れなかったものとみなす。

(2) 取消しは、意思表示の時点から 10 年を経過したときは、排除される。

第 122 条 取り消した者の損害賠償義務 [日民——]

(1) 意思表示が第 118 条により無効であり、又は第 119 条、第 120 条に基づき取り消された場合には、表意者は、表示を相手方に対してすべきであったときはその相手方に、その他のときは第三者に、相手方又は第三者が意思表示の有効性を信頼したことにより被った損害を賠償しなければならないが、相手方又は第三者が意思表示が有効であることにより得る利益の額を超えてはならない。

(2) 損害賠償義務は、被害者が無効若しくは取消しの原因を知り、又は過失により知らなかった（知ることができた）場合には、生じない。

第 123 条 詐欺又は強迫による取消可能性 [日民 96 条]

(1) 詐欺又は違法な強迫により意思表示をする決定をした者は、その意思表示を取り消すことができる。

(2) 相手方に対する意思表示は、第三者が詐欺を行った場合においては、相手方が詐欺を知り、又は知ることができたときに限り、取り消すことができる。意思表示の相手方以外の者が意思表示により直接に権利を取得した場合において、取得者が詐欺を知り、又は知ることができたときに、その権利取得者に対して意思表示を取り消すことができる。

第 124 条 取消期間 [日民 126 条]

(1) 第 123 条によって取り消すことができる意思表示の取消しは、1 年以内に限って行うことができる。

(2) 前項の期間は、詐欺の場合には取消権者が詐欺に気づいた時から、強迫の場合にはその状態の止んだ時から進行する。期間の経過については、消滅時効に適用される第 206 条、第 210 条及び第 211 条の規定を準用する。

(3) 取消しは、意思表示の表明から 10 年が経過したときは、排除される。

第 125 条 方式の欠缺による無効 〔日民——〕

法律が定める方式を欠く法律行為は、無効とする。法律行為が定めた方式を欠く場合において、疑わしいときは、同様とする。

第 126 条 書式 〔日民——〕

(1) 法律が書面によるべきことを規定するときは、作成者は、文書に名前又は公証人により認証された記号により署名しなければならない。

(2) 契約のときは、当事者は、同一の文書に署名しなければならない。契約につき同じ内容の文書が複数作成されるときは、各当事者が相手方に交付する文書に署名することである。

(3) 書面は、法律に特段の定めがない限り、電磁的な方式により代用することができる。

(4) 書面は、公正証書により代用することができる。

第 126 条 a 電磁的方式 〔日民——〕

(1) 法律が定めた書面を電磁的方式で代用するときは、表示の作成者は、これに自己の氏名を付記し、適格な電子署名を電磁的文書に添えなければならない。

(2) 契約のときは、当事者は、前項に掲げる方法で、それぞれ同一の内容の文書に電子署名を付さなければならない。

第 126 条 b テキスト方式 〔日民——〕

法律に従いテキスト方式によるべきときは、判読可能な表示は、何人が表意者かを記述し、持続的データ記録媒体により表示しなければならない。持続的データ記録媒体とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する媒体をいう。

1. データ記録媒体上の受領者本人に向けられた表示を、その目的に応じた期間その者がその表示を入手することができるように保管又は保存することができること。

2. 表示を改変することなく再現するのに相当なものであること。

第 127 条 合意された方式 〔日民——〕

(1) 第 126 条、第 126 条 a 又は第 126 条 b の規定は、疑わしい場合には、法律行為によって定められた方式についても準用する。

(2) 法律行為によって定められた書式の遵守については、別段の意思を認めることができな

い限り、電子情報通信による伝達及び契約の場合には信書の交換で足りる。このような方式が選択されたときは、その後において、第 126 条に従った書面の作成を請求することができる。

(3) 法律行為によって定められた電磁的方式の遵守については、別段の意思を認めることができない限り、第 126 条 a で定められた電磁的署名とは異なるもの及び契約の場合にはそれぞれに電磁的署名が付された申込みと承諾の意思表示の交換で足りる。このような方式が選択された場合には、その後において、第 126 条 a に従った電磁的署名又は当事者の一方がこれを行えない場合には、第 126 条に従った書面の作成を請求することができる。

第 127 条 a 訴訟上の和解 〔日民——〕
訴訟上の和解のときは、民事訴訟法の規定に従い作成した調書への表示の記載は、公正証書に代わる。

第 128 条 公正証書の作成 〔日民——〕
法律が契約に公正証書の作成を定めるときは、申込み、次に申込みの承諾につき公証人が公正証書の作成をすれば足りる。

第 129 条 公の認証 〔日民——〕
(1) 法律が意思表示につき公の認証を規定する場合には、表示は、文書によって作成され、かつ、表意者の署名は公証人によって認証されなければならない。表意者の表示が記号によって署名される場合には、第 126 条第 1 項に規定された記号の認証が必要であり、かつ、それで足りる。

(2) 公の認証は、表示の公正証書の作成によって代えることができる。

第 130 条 隔地者に対する意思表示の効力発生時期 〔日民 97 条〕
(1) 隔地者に対する意思表示は、その者に到達したときにその効力を生ずる。意思表示が到達する前、又はこれと同時に撤回の通知が相手方に到達する場合、意思表示は、その効力を生じない。

(2) 表意者が意思表示を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失する場合、意思表示は、その効力を妨げられない。

(3) 意思表示が官公署に対して行われる場合にも、本条の規定は、適用される。

第 131 条 不完全行為能力者に対する意思表示の効力発生時期 〔日民 98 条の 2〕
(1) 意思表示が行為無能力者に対して行われたときは、法定代理人に到達するまで、その効力を生じない。

(2) 意思表示が制限行為能力者に対して行われたときも、同様とする。意思表示が制限行

為能力者に対して単に法的な利益をもたらす場合又は法定代理人が同意を与えた場合には、意思表示は、制限行為能力者に到達した時に、その効力を生ずる。

第 132 条 送達による到達の代替 〔日民 98 条〕

(1) 意思表示は、執行官を介して送達されたときも、到達したものとみなす。送達は、民事訴訟法の規定に従ってする。

(2) 表意者が過失なく意思表示を発すべき相手方を知らず、又はその者の居所が不明なときは、送達は、呼出状の公示送達に関する民事訴訟法の規定に従ってすることができる。前者の場合は、表意者の住所又は国内に住所がないときは居所を有する地区の区裁判所が、後者の場合は、送達されるべき者の最後の住所又は国内に住所がないときは最後の居所を有した区裁判所が、許可について管轄する。

第 133 条 意思表示の解釈 〔日民——〕

意思表示の解釈にあたっては、その真意を探求しなければならず、言葉の文字通りの意味に拘泥してはならない。

第 134 条 法律による禁止 〔日民 91 条〕

法律の禁止に反する法律行為は、その法律に別段の定めがないときは、無効である。

第 135 条 法律による譲渡禁止 〔日民——〕

(1) 目的物に関する処分が特定の者の保護のみを目的とする法律の譲渡禁止に違反するときは、その処分は、この者に対してのみ効力を生じない。強制執行又は仮差押えの執行により生ずる処分は、第 1 文の法律行為による処分と同様とする。

(2) 無権利者から権利を取得する者のための規定は、準用する。

第 136 条 官庁による譲渡禁止 〔日民——〕

裁判所その他の官庁によりその管轄内で発せられた譲渡禁止は、第 135 条に定める法律による譲渡禁止と同様とする。

第 137 条 法律行為による処分禁止 〔日民——〕

譲り渡すことができる権利を処分する権限は、法律行為によって排除し、又は制限することができない。その権利を処分しない義務の効力は、本条により妨げられない。

第 138 条 良俗違反の法律行為；暴利行為 〔日民 90 条〕

(1) 善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

(2) 特に、相手方の窮迫、無経験、判断力の欠如又は著しい意思薄弱に乗じて、ある給付

に対し、自己又は第三者に財産上の利益を約束させ、又は供与させる法律行為は、その財産上の利益が給付に対して著しく不均衡であるときは、無効とする。

第 139 条 一部無効 〔日民——〕
法律行為の一部が無効となる場合において、無効な部分がなくとも法律行為がなされたであろうと認められないときは、法律行為全部を無効とする。

第 140 条 無効行為の転換 〔日民——〕
無効な法律行為が他の法律行為の要件に合致する場合において、その無効を知ったとすれば、他の法律行為の効力を意図したと認められるときは、他の法律行為は、その効力を生ずる。

第 141 条 無効な法律行為の追認 〔日民 119 条〕
(1) 行為者が無効な法律行為を追認したときは、その追認によって新たな行為をしたものとみなす。
(2) 無効な契約を当事者が追認した場合において、疑わしいときは、契約の当事者はその契約が初めから有効であった場合に有するものを相互に与える義務を負う。

第 142 条 取消しの効果 〔日民 121 条〕
(1) 取り消すことができる法律行為が取り消されたときは、その行為は、最初から無効であったものとみなす。
(2) 取り消すことができることを知り、又は知ることができた者は、取り消された場合において、法律行為の無効を知り、又は知ることができた者と同様とする。

第 143 条 取消し意思表示 〔日民 123 条〕
(1) 取消しは、取消しの相手方に対する意思表示によってする。
(2) 取消しの相手方は、契約の場合にはその相手方、第 123 条第 2 項第 2 文の場合には契約から直接権利を取得した者とする。
(3) 相手方に対して行われるべき単独行為の場合には、その者が取消しの相手方となる。相手方又は官庁に対して行われるべき法律行為の場合において、その法律行為が官庁に対してなされたときであっても、同様とする。
(4) その他の単独行為の場合には、その法律行為に基づいて直接に法律上の利益を得た者が取消しの相手方となる。意思表示が官庁に対して行われるべき場合には、官庁に対する意思表示によって、取り消すことができる。この場合には、官庁は、その法律行為によって直接の利害関係を有する者にその取消しを通知しなければならない。

第 144 条 取り消すことができる法律行為の追認 〔日民 122 条〕

- (1) 取消しは、取消権者が取り消すことができる法律行為を追認したときは、排除される。
- (2) 追認には、法律行為について定めた方式を要しない。

第 3 節 契約

第 145 条 申込みの拘束力 〔日民 523 条 1 項、525 条 1 項、2 項〕

相手方に契約の締結を申し込む者は、申込みに拘束される、ただし、申込者が拘束力を排除したときは、この限りでない。

第 146 条 申込みの失効 〔日民——〕

申込みは、申込者に対して拒絶され、又は申込者に対して第 147 条から第 149 条までの規定に基づき適時に承諾されない場合は、その効力を失う。

第 147 条 承諾期間 〔日民 525 条〕

- (1) 対話者に対してした申込みは、直ちに承諾しなければ、その効力を失う。電話その他の機器によって直接した申込みについても、同様とする。
- (2) 隔地者に対してした申込みは、通常の事情のもとで申込者が回答の到達を期待することができる時点までに承諾しなければ、その効力を失う。

第 148 条 承諾期間の定め 〔日民 523 条 2 項〕

申込者が申込みに対する承諾について期間を定めたときは、その期間内に限り承諾をすることができる。

第 149 条 遅れて到達した承諾の意思表示 〔日民——〕

申込者に遅れて到達した承諾の意思表示が、通常の場合においてそれが申込者に適時に到達するように発送されており、申込者がそのことを知ることができた場合には、申込者は、あらかじめ延着の通知を送っていない限りは、その意思表示を受け取った後、その延着を遅滞なく承諾者に通知しなければならない。申込者がその通知の発送を怠った場合には、承諾は、遅れていなかったものとみなす。

第 150 条 遅延した承諾及び変更を加えた承諾 〔日民 524 条、528 条〕

- (1) 遅延した承諾は、新たな申込みとみなす。
- (2) 拡張、制限その他変更を加えた承諾は、申込みの拒絶とともに、新たな申込みとみなす。

第 151 条 申込者に対する通知なき承諾 [日民 527 条]

申込者に対する承諾の通知が取引上の慣習により必要とされず、又は申込者が承諾の通知を不要としたときは、申込者に対して承諾が通知されなくても、契約は申込みの承諾により成立する。申込みが消滅する時点は、申込み又は事情から推断される申込者の意思に従って定まる。

第 152 条 公証人が作成した証書による承諾 [日民——]

当事者双方が同時に立会いをしないで公証人が契約につき証書を作成した場合において、別段の定めがないときは、その契約は、第 128 条の規定による承諾の証書作成により成立する。この場合には、第 151 条第 2 文の規定を適用する。

第 153 条 申込者の死亡又は行為能力喪失 [日民 526 条]

契約の成立は、承諾の前に申込者が死亡し、又は行為能力を喪失したことによって、妨げられない、ただし、申込者に反対の意思が認められるときは、この限りでない。

第 154 条 明らかな不都合；証書の不存在 [日民——]

- (1) 当事者の一方のみであっても、契約において合意されるべきであると表示したすべての点について、両当事者が合意しなかった限りで、疑わしいときは、契約は成立しない。個々の点に関する合意は、書面に記載があっても、拘束力を有しない。
- (2) 意図した契約の証書作成を合意した場合において、疑わしいときは、証書作成がなされるまで、契約は成立しないものとする。

第 155 条 隠れた不都合 [日民——]

両当事者が締結したものとする契約において合意すべき点について現実には合意していなかったときは、この点についての定めがなくても契約を締結することが認められる限り、合意した点は、効力を有する。

第 156 条 競売における契約の成立 [日民——]

競売において、契約は、落札により成立する。より高額の入札がされたとき、又は落札がされることなく競売が終了したときは、入札は、その効力を失う。

第 157 条 契約の解釈 [日民——]

契約は、取引慣行を顧慮して信義誠実が要求するように、解釈しなければならない。

第 4 節 条件及び期限

第 158 条 停止条件及び解除条件 [日民 127 条 1 項、2 項]

(1) 法律行為を停止条件付きでするときは、条件に係らしめる効力は、条件成就の時に生じる。

(2) 法律行為を解除条件付きでするときは、法律行為の効力は、条件成就の時に終了する；この時に、従前の権利状態が再開する。

第 159 条 遡及関係 〔日民 127 条 3 項〕

法律行為の内容に従い条件の成就に結びつく効果をその成就した時以前にさかのぼらせるものとする場合において、条件が成就したときは、当事者は、成就した時以前に効果が生じていたときに有すべきものを相互に与える義務を負う。

第 160 条 条件の成否未定の間における責任 〔日民 128 条、129 条〕

(1) 停止条件付権利者は、条件の成否が未定である間に相手方が過失によって条件付権利を失わせ、又は侵害した場合において、条件が成就したときは、その相手方に対して損害の賠償を請求することができる。

(2) 解除条件付法律行為において、それ以前の法律状態の回復により利益を受けるべき者も、前項と同一の要件に基づいて同一の請求をすることができる。

第 161 条 条件の成否未定の間における処分の無効 〔日民——〕

(1) 停止条件を付して目的となるものを処分した場合において、条件の成否未定の間に処分者がその目的となるものに関して行った他の一切の処分は、条件が成就したときは、その処分が条件にかかっている効果を挫折させ、又は妨げる限りにおいて、無効とする。条件の成否未定の間に、強制執行若しくは仮差押の実行において、又は破産管財人によって行われた処分も同様とする。

(2) 解除条件が付されているときは、条件の成就によって権利を失う者が行った処分についても、前項と同様とする。

(3) 無権利者から権利を取得した者の保護に関する規定は、準用する。

第 162 条 条件成就の妨害又は招来 〔日民 130 条〕

(1) 条件成就によって不利益を受ける当事者が信義誠実に反してその条件の成就を妨げたときは、その条件は、成就したものとみなす。

(2) 条件成就によって利益を受ける当事者が信義誠実に反してその条件の成就を招来したときは、その条件は、成就しなかったものとみなす。

第 163 条 期限 〔日民 135 条〕

法律行為の効力についてその行為に際し始期又は終期を定めたときは、前者の場合は停止条件、後者の場合は解除条件に関する第 158 条、第 160 条及び第 161 条の規定を準用する。

第5節 代理

第164条 代理人のした表示の効果 [日民99条、100条]

(1) ある者がその有する代理権の範囲内において本人の名であることを示して行った意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。その表示が本人の名であることを明示してなされたか、本人の名であることを示してなされたことが諸般の事情から明らかになるかは問わない。

(2) 他人の名を示してする意思が明らかにならないときは、自己の名である意思が欠けていたことは斟酌されない。

(3) 本条第1項の規定は、相手方に対してなされるべき意思表示がその代理人に対してなされた場合に準用する。

第165条 制限行為能力者である代理人 [日民102条]

代理人がしたか、又は代理人に対してした意思表示の効力は、代理人が行為能力を制限されていることにより、妨げられない。

第166条 意思の瑕疵；知っていたことの帰責 [日民101条]

(1) 意思表示の法律効果が意思の瑕疵又はある事情を知っていたこと若しくは知るべきであったことによって影響を受ける限り、本人その者ではなく、代理人自身について考慮する。

(2) 法律行為により代理権（任意代理権）を与えた場合において、代理人が代理権授与者の特定の指図に従って行為したときは、代理権授与者は、自らが知っていた事情について、代理人が知らなかったことを主張することはできない。代理権授与者が知るべきであった事情についても、その知るべきであったことが知っていたことと同等に扱われる限り、同様とする。

第167条 代理権の授与 [日民——]

(1) 代理権の授与は、代理人となるべき者又は代理行為のなされるべき第三者に対する意思表示によって行う。

(2) 前項の意思表示は、代理行為について定める方式を要しない。

第168条 代理権の消滅 [日民111条]

代理権の消滅は、代理権授与の原因である法律行為により定まる。代理権の授与は、この法律関係の存続中であっても、そこから別段のことが生じない限り、撤回することができる。撤回の意思表示については、第167条第1項の規定を準用する。

第169条 受任者及び業務執行組合員の代理権 [日民——]

受任者又は業務執行組合員の消滅した代理権が第 674 条及び第 729 条により存続するとみなされる場合には、その代理権は、法律行為を行う際にその消滅を知り、又は知るべき第三者に対しては、その効力を生じない。

第 170 条 代理権の効力の存続 〔日民 ——〕

代理権が第三者に対する意思表示によって授与されたときは、代理権は、代理権授与者がこの第三者にその消滅を通知するまで、その者に対して効力を存続する。

第 171 条 表明の場合の効力の存続 〔日民 109 条、112 条〕

(1) 第三者に対する各別の通知又は公告によって他人に代理権を授与したことを表明したときは、その他人は表明に基づき、前者の場合にはその第三者に対して、後者の場合にはすべての第三者に対して代理権を有する。

(2) 代理権は、表明と同一の方法で表明を撤回するまで存続する。

第 172 条 代理権授与証書 〔日民 109 条〕

(1) 代理権授与者が代理人に代理権授与証書を交付し、代理人がそれを第三者に呈示するときは、代理権授与者による代理権授与の各別の通知と同様とする。

(2) 代理権授与証書が代理権授与者に返還され、又は失効したと宣言されるまで、代理権は、存続する。

第 173 条 代理権の消滅を第三者が知り又は知るべき場合 〔日民 112 条〕

第 170 条、第 171 条第 2 項及び第 172 条第 2 項の規定は、第三者が法律行為を行なう際に代理権の消滅を知り又は知るべきときは、適用しない。

第 174 条 代理人の単独行為 〔日民 ——〕

代理人が相手方に対して行う単独行為は、代理人が代理権授与証書を呈示せず、相手方がこれを理由にその法律行為を遅滞なく拒むときは、その効力を生じない。代理権授与者が相手方に代理権授与を知らせていたときは、拒むことはできない。

第 175 条 代理権授与証書の返還 〔日民 ——〕

代理権消滅後に、代理人は、代理権授与証書を代理権授与者に返還しなければならない；代理人は、留置権を有しない。

第 176 条 代理権授与証書の失効宣言 〔日民 ——〕

(1) 代理権授与者は、代理権授与証書の失効を公示により宣言することができる；失効宣言は、召喚の公示送達に関する民事訴訟法の規定により公示しなければならない。公報へ

の最後の掲載から1箇月の経過により、失効宣言は、その効力を生じる。

(2) 代理権授与者が普通裁判籍を有する地域の区裁判所又は訴訟の目的の価額にかかわらず証書返還の訴えの管轄を有する区裁判所は、公示の許可について管轄を有する。

(3) 代理権授与者が代理権を撤回することができないときは、失効宣言は、その効力を生じない。

第177条 契約の無権代理 〔日民113条、114条〕

(1) 代理権を有しない者が他人の名であることを示して契約を締結したときは、その契約が本人に対してその効力を生じるかどうかは、本人の追認による。

(2) 相手方が本人に対して追認についての表示を催告したときは、その表示は、相手方に対してのみすることができる；催告前に代理人に対してした追認又はその拒絶は、その効力を生じない。追認は、催告を受けた後2週間以内にしなければならない；追認がなされないときは、拒絶されたものとみなす。

第178条 相手方の撤回権 〔日民115条〕

契約の追認がない間は、相手方は、撤回することができる、ただし、相手方が契約締結の際に代理権のないことを知っていたときは、この限りでない。撤回は、代理人に対しても行うことができる。

第179条 無権代理人の責任 〔日民117条〕

(1) 代理人として契約を締結した者は、その代理権を証明せず、かつ、本人が契約の追認を拒絶したときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の義務を負う。

(2) 代理人は、代理権のないことを知らなかった場合は、相手方が代理権を信じたことにより受けた損害のみについて賠償の義務を負うが、契約が有効であることについて相手方が有する利益の額を超えない。

(3) 相手方が代理権のないことを知り、又は知ることができたときは、代理人は、責任を負わない。代理人が行為能力に制限を受けていたときも、同様とする、ただし、その者が法定代理人の同意を得て行為した場合は、この限りでない。

第180条 単独行為の無権代理 〔日民118条〕

単独行為のときは、無権代理は、許されない。単独行為の相手方が、法律行為の時に、代理人が主張した代理権に異議を唱えず、又は代理人が無権代理を行うことに同意するときは、契約に関する規定を準用する。単独行為が無権代理人に対し、その同意をもって行われたときも、同様とする。

第181条 自己契約・双方代理 〔日民108条〕

代理人は、別段のことが許されていない限り、本人の名において自己と、又は第三者の代理人として法律行為を行うことができない、ただし、法律行為が単に債務の履行を目的とするときは、この限りでない。

第6節 事前同意と追認

第182条 同意 〔日民——〕

(1) 契約又は相手方に対して行うべき単独行為の効力が第三者の同意に係るときは、同意及びその拒絶は、当事者の一方又は相手方に対して表示することができる。

(2) 同意は、法律行為について定められた方式を必要としない。

(3) 単独行為の効力が第三者の同意に係る場合において、事前に第三者の同意があるときは、第111条第2文及び第3文の規定を準用する。

第183条 事前同意の撤回 〔日民——〕

事前の同意（事前同意）は、その付与の基礎となっている法律関係から別段のことが明らかにならない限り、法律行為を行うまで撤回することができる。撤回は、当事者のいずれに対しても表示することができる。

第184条 追認の遡及効 〔日民——〕

(1) 事後の同意（追認）は、別段の定めがないときは、法律行為をした時に遡って効力を生じる。

(2) 追認の前に、法律行為の目的物について追認者がした処分又は強制執行、仮差押え若しくは破産管財人によってされた処分は、追認の遡及効によって効力を失わない。

第185条 無権限者の処分 〔日民——〕

(1) ある目的物に関して無権限者が行った処分は、それが権限者の事前同意を得て行われたときは、有効である。

(2) 権限者がその処分を追認したとき、処分者が目的物を取得したとき、又は、権限者が処分者を相続し、かつ、相続債務について無限責任を負うときは、その処分は、有効となる。後の2つの場合において、目的物に関して互いに競合する複数の処分が行われたときは、先の処分のみが有効となる。

(次号に続く)